

尙書類

天

			二	和
			四	書
			二	門
			七	
			八	
		六		
		五		
		二		
		三		
册	架	函	號	類

351

庫	文	閣	內
一	二	三	和
八	四	四	書
二	二	七	
函	一	八	
一	三	號	類
架			

內閣文庫	
番號	和 24278
冊數	3 (1)
函號	182 351

儒家 三ノ二





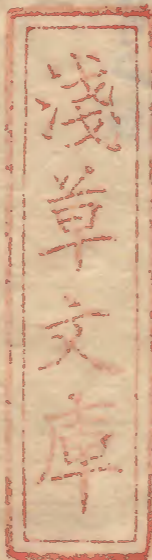
書獻可錄總目

卷之上

五常

五倫

上呈



御先祖様之事以後傳品

東照宮御誕生日

子孫之先事已傳定法

諸大名系勤更替

附 系大坂波河御城在番更替

卷之中

封建郡縣

周時世祿

周時世祿附祿

田祿出納常平儀

御國用

士民因窮

并武後唐十帝紙面有之闕

卷之下

百官等法制

先祖之官位

曆代選舉抄

江戸火災

水上下分作

歩里才尺

七十一
六十四
五十七
五十
四十三
三十六
二十九
二十二
十五
八

舊巢獻可録卷之上

仁
五常

天子元亨利貞として四徳ありて四の徳有天と具と
ありて道利と云ふを徳と云ふは仁義礼智と
成す内仁と天とを亨と云ふは元と名はく陽
の發する道徳と云ふは万物と云ふは生
出ず成云ふは徳と人と云ふは仁とするは過和意也

とて春れれ乃過和成とて小一人としとめれ
む何り人として不仁ありれいてい情ありと衣と衣
人と直言物と傷あす者と乃程小或一し必思
久さるら有と仁とと下し必思入

義

天小在さる秋に當りる刻と若薄く陰也南教と
ル乃理之南教とは草木の葉と葉一実と結て万物
とつく一吹むるると其乃理と人よ交て義とさる所小

裁判お刻とく衣彼杯と裁とる極小乃理と直く
さり斗るとあたとハ刀小刃との有めく義と小
三れ小く一毛も交へ一と相の結す一ともしふと一
さるハいと生と時ハいと死す一と時ハ死と一と一
物と交りて女もと物とちりとさると春としふと一

禮

て小在てハ夏小當りて夏と若薄く陽也去孝以とる
乃理之去孝以とは義物を去と一とさてとりさやり小
成成ゆとと乃理と人小やく礼とさるたに恭敬辯

懐くくや海は津をむ物と辞退し懐くかありそ
若きころの亦くくいこ夜冠三しく威儀礼を平上
とぞい下と後らん人と先小して己を懐くし
又小けふ不何ゆきも人そ程とありく女も自堂
か海くくさくく之る振舞ふく又み味略くく
懐急ぬゆるるを残徳といふ也

智

天小をくくろの冬とありて貞と若く陽氣の困窮と
る所程の困窮とはあまも根のつら虫けくも究小

あかりまへく若物とそあやむるものそな程と
人小文と知るとまのれこそ悲感かあまも人そふ
そ悲のあつ海くもあつといふもそふ海く務く
言とたふふるそあ付る不定なるあつこれの老此乳
乃地下小涼く潜りく春乃さつとつとく常小
静成月と投入く物と言辨もるふあれは物とむふ時
小お乃清くくそ悲と迷るさつと知るとつと

位

天に互てち要配に當りく定する若月かす上映ハ世

儀小ソノ土用乃事シテ礼ハ四季ニシテ土用有ル仁義礼智の節ニ位乃リ理トてあハ小はリ其仁義礼智トハシテ眞實ニ成ル理ニシテ其レ位ト有ルとハ有ル徳トたトハシ乃ハひヤウハ小ハ火ノつクハシ偽ハ有ルとハ君ニ侍ル之ハ父母ト侍ル之ハ兄弟ト侍ル之ハ交ル小ハ幼クとハ志ニ定ム一ニてハ月ト私ト挿シ後ナクハ師ト事トとハせんシとハ小ハ理ハ一ニ節ト守リ始メ流レ衰セとハ位トとハ一ニ右五常 名義所奉

旨撰進也天常人心所見之性天下之大本也方五
具在中雖一源湛然不波其及感物則脉理井然不
紊但举世皆習而不察行而不著雖武人俗吏
開口輒説仁義禮智而至於名義之粗猶且驟乎無
聞焉宣其送施倒而莫之覺也今以國字疏其義述
為數語而揚本之其或有察於此矣乎若幼學之徒
又以此代習字之恒晨夕請誦乎既耳熟庶幾用
發良心以助養正之功又古人小學之意也

享保癸卯冬十二月既望

臣室直清謹跋

五倫

父子有親

父子有親の義は、人乃る人たるに在りて、人倫といひ、父子有親
其教と傳へて、教を以て、父子有親、子を生むる
とて、他は、万物と生むるの理、出づる父子の倫と定むる教
と之を父子の道といひ、父子有親とて、父とて、母とて、
中ふ者と、初る一、一然る小父母に、るるの子とて、是は
とある、必教戒とて、一若くは、父の志を、溺して、子成不

義と端、一む、形を、是、會、擧、げ、た、是、と、く、も、然、れ、子、う
是、も、も、と、く、戒、の、志、に、つ、く、す、又、子、う、る、也、も、衣、食、は、養
根、を、と、云、こ、不、及、ま、く、身、は、母、を、父、母、は、志、よ、背、く、る
根、を、と、一、然、る、これ、を、戒、の、孝、ふ、あ、る、に、但、も、第、一、の、要、と
い、ふ、小、父、子、は、同、氣、一、耕、の、物、を、あ、れ、は、ま、と、毛、皮、も、膚、が、く
兔、角、小、も、性、の、親、女、と、云、こ、う、る、と、本、ま、と、是、一、然、る
故、に、聖、人、父、子、を、る、と、お、わ、く、と、親、女、の、一、字、を、取、り、由、此
法、と、定、め、給、ふ、と、い、ふ、ゆ、に、父、子、を、親、に、つ、く、と、い、ふ、る
か、う、く、父、子、の、接、し、方、一、

君臣有義

君臣上下の別を以て之を位也の事非位を以て之を
分起すより人小上下の分をければ人道も立らざる君
臣の備と定まらば相を人とあはれむるをこれ一通り
此慈悲の事といふゆへに私をくくるとあはれむ
小を利益せらるべし又これ忠といふも日教勸告
そののこといふゆへに其志を以て君臣は
其へく奉ふに表表あるをいふ也但も尊卑といふ
君臣はよふ義理に違はず人小義に別はれぬ由は

いふに君も世間人とすは位一と威勢の備
せて此曲人と敗つては位もいふをいふに君臣は成
しとて逆後にもいとけいと相つては所を成
人君臣の事小に於ては義の一字と不易の法と定め
るは不謂君臣小義なりと云一句を以て君臣乃
授ふなり

夫婦有別

夫小陰陽の事人小夫婦有陰陽和合して是れ也
育んで人一理と云ふ一也然るに陰陽を偶踏在云

陽を先と云く法と偈ひ法をかくれく陽小路を是又
自然の理に主理小より云く夫婦の倫と定はされを
又ハ則ふと云く津く云く法と云く常小婦と偈ひ
彼小も家父小迷ふから云く人婦ハ真正と云く一物小
静成中と云く常小丈小任いいさう露也と母と云
るから云く但云常妻といふも夫婦ハわく不睦
云月小男女乃差別あると云云と云く一男ハ亦と云
免女と月と法ハ男と月と女の性いと好まらん女と
男のゆるといふをい只月ハ乃差別ありありあり

さうと云くとい然ハ在り聖人夫婦の事ニおのては別の
一字と不るの法と定あり云く亦謂夫婦有別と云
一与長く又婦の扱より云く

長幼有序

父母のりく子と生まされハ先ニ生ずるのと云く後ニ生
ずるのと云くす兄弟といふも同一なるあり云く元ハ兄
弟ハ同一く父母乃生ずると云く大切物ハ是ハ小より長
幼の倫と定まると云く兄弟と云く弟ハ兄と敬ふと云
と云云と父母死て後ハ父母乃形見ハ思へと云く兄

小して偽する人又ハ巧に禮儀を人よまるとハ換友と云
然るハ益友と云ハ其の換友とを云け幾度も礼義
正しく懇懇と云ハ其の換友とを云け幾度も礼義
明友と云親疎也小とのと云ハ其の換友とを云け幾度も礼義
者一貞信小と云ハ其の換友とを云け幾度も礼義
人朋友のありて信の一字と不の字と定まら
不謂朋友ハ信者といふことハ去く朋友此換友といふ
留者恭集
明旨以國字疏五常各義繼有

後命又令疏五倫各義如前撰進天五倫人生所行
之道天下之大經也天生烝民必有五常之性則有
五倫之道聖人之教亦備此而已自舜命司徒敷五
教而後聖王違紀建學立師以明之降及三季之後
治教日弛於上入倫不明於下風俗衰頹職此之由
今以辭也必考於古則合符聖賢之訓以施於今則
將義實行之憂觀者尚無以先老先之言忽之哉

享保癸卯冬十一月既望

上呈

乃思中上天下茶年久矣

沙先代より

風俗無荒之極より極に取只今少くも其の極子
より未だ土民之一同は困窮之及らざるは昔の漢に奉
分極小にして沙淨體もめり奉存所不其憂歎此
上様は遊沙出声色の如好之く沙自是分儉素之は極
固外其小の榮耀もささく其の如く故に古今此類も
多し其の如く沙極之く其の如く今十年も其の
天下は豊饒の如く其の如く其の如く其の如く其の如く

又其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
不憚りして其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
文照院様沙時乃思此等と云此の許なり一其の時分
小は私式一云中上乃思も其の如く其の如く其の如く
中乃思縁乃下の力り其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
上様小は其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
此篇も其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く

至極なり凡そ養生の善は古今是なり中絶し一丸を免
食安の二つ養生者一上常に飲食の善を以て養生息安
脾胃を養ひ一又飲の善を以て養生息安腎水を養ひ一
其血未命下りて多しを死に侍り此善は誰も知らざる
るゆへに其善は皆大に弱成時か血氣強しを以て
たとひ命安と過りて又ハ二層と過りてハ一層も少し
其害え一不中にて得多ハ不養生に終る 清飲代の由
養育に中く過産色の以好適とすれ有る方ハ養生
生るべしとせらるる養生を以てせしむる去るも亦
過り

と成ゆに其善は清飲代の善なり其外人思案の
及中不養生は其善の以自死に終る由候と極小と
ふゆありぬれは清飲代の養生は其善なり是れ清飲代の法
養生は其善なり中く過産色一とせしむるは養生は其善
上ありて其善のふ下と候なり仕度ハ但清飲代とを
常に以て養生は其善なり及中不養生に至て過産代物を以
て養生は其善なり一とせしむるは養生は其善なり一
胃酒氣ありて其善を以て養生は其善なり一とせしむるは
養生は其善なり一とせしむるは養生は其善なり一とせしむるは

以長命に成すは中
... 涉先祖様くは孝
り不之とて又天下の大事を以ては行はざる

一 涉務の方へは用ひ兼て古今と云々味と云々
... 元分事の中交人の難業より其の
... 兼りて依より往との思はれよ
... も亦、修身法役人の
... 是れ下は滅た成るを

... 思はれよ
... 兼りて依より往との思はれよ
... も亦、修身法役人の
... 是れ下は滅た成るを
... 兼りて依より往との思はれよ
... も亦、修身法役人の
... 是れ下は滅た成るを

と云ふと通く目公法、根法役人、何も義根側目、
口甲辨よおまのし、と極よして、と下極も、
て於、
大小よ、
と云ふと、
作此、
也と、

二月

室新也

沖光祖様は、
沖光祖様は、

加の、

一、

焼香、

少極、

よ、

沖光、

冬、

冬、

一 祭中仕度事あり。唐より四時の祭小の天子必浄
廟へ四半成高宗祭儀奉り。四儀を備へ。中々そのあり
初秋。西秋終秋として三秋の禮有り。此三秋乃礼奉り
神主御座りの後。以儀を徹し。其後還幸。成高宗
又此祭。只今も四時兼し。西忌日。小の此法。小準り
一 此祭禮有り。小仕度有り

一 祭法。小の必酒肉。古より。甲子法より。其日。日本を以て。古
と。佛志の法。又。信。有。素。食。と。仕。酒。とも。甲。子。元。東
祭。礼。と。先。祖。存。生。の。時。分。と。意。度。答。應。し。し。此。也。

一 仕度。小の。此。祭。中。然。ハ。酒。肉。を。と。り。て。古。より。時。儀。に。以。て。古
祭。法。只。今。と。建。場。と。有。り。し。此。法。事。小。の。禮。あり。し。ハ
魚。肉。を。交。り。以。用。新。儀。ハ。酒。ハ。日。々。小。の。神。主。あり。て
も。備。り。事。小。の。祭。乃。禮。ハ。有。り。し。此。若。う。儀
之。極。と。事。あり。也。

一 只。今。より。此。祭。儀。あり。し。り。し。此。禮。を。の。此。神。儀。あり。し。も
此。儀。中。時。儀。より。信。有。此。配。儀。の。あり。し。て。高。宗。と。養。小
う。せ。り。し。く。三。秋。の。礼。の。行。は。れ。し。仕。度。事。あり。し。也。
一 唐。より。三。秋。の。礼。奉。り。天子。以。自。身。此。祭。と。云。へ。り。

一 沙文初沙殿へ一沙名代と以て番は任殿もやし
其時が此名代の志と 沙前へは名代以番と以載と任
心也と沙波一の流子ありては其後の名代も玉子
も番と彩ふ處て使さるは流し中お見え一平一以載と任
作並に以て

一 亦戒の義は別冊先出と安田中へは此症は
一 幸尚也と人事といは殿亦へは名代事又新物といは爲同
る是又別冊にやと通しは此度但今極の事はも後
と沙前へは名代以番と以流し中お見え一平一以載と任

右私病勢に儀取也 沙文と付中へは

壬寅十二月廿六日

東照宮沙誕生の甲子月日小付以祝うは任代

沙尊に付中へは覚書

沙去よて先祖の誕生日と祝中兼お見え一平一以載と任
承及ふ中へは此症但當時天子の沙誕生日と祝
義は通原の事なりと云くは此症は小祝事なり天子も
通しは沙座便

一唐太宗貞觀二十年冬十二月帝生日罷宴樂上謂
長孫無忌曰今日吾生日世俗皆為樂在朕翻成傷
感今君臨天下皆有四海而兼歡膝下永不可得此
子路所以有負米之恨也詩云哀哀父母生我的勞
奈何以的勞之日更為宴樂乎

太宗於十二月四日生小一八日ハ知事少中ハ在宗と行くと
世作よ己ハ誕生日を祝中する之天をわて我誕生日ハ列て
父母の勞とを中ふて片なく父母死去以後よ更と存
出してハ傷感て仕ふよてハ然不よ反て祝中中義ふて

ハ身ハ由て少祝と止めふハ子路負米と中ハ子路
親と孝ハ時を自月小奉と負米の多積小法に
後よハ親死去後ハ負貴よ成ハ老首の負米よハ知と
り中として恨中義とるハ存

一唐玄宗開元十七年以帝生日為千秋節宴百官於
華萼樓下二十四年八月生日群臣皆獻宝鏡張九
齡乃述前世興廢之源為書五卷謂之千秋鑑錄上
之

玄宗於八月ハ小一八日生よハ是よよりて八月ハ

君保臣致治今茲

聖節

聖壽益增臣某等下情無任欣躍感戴之至

君是とも勿論群臣天子の御命と祝中申にも

御存じの御祝の言尤も至極に御祝申すに某

一六六松の御書と清長御命となりし日るはそ公我

と生せしと創業の御天下を平に御四民も安堵に

小下は是の御恩と感戴は御御の御生日と御祝の

御の御存じの御今御祝儀乃御生日と祝申すに某

此定し御御の御天より御祝儀を奉りしと御創業法

御の御の御百年乃御を奉り御の御の御の御の御

て御の御の御の御の御の御の御の御の御の御

御の御の御の御の御の御の御の御の御の御

上御一人か下万民の御の御の御の御の御の御

久と祝いでし御の御の御の御の御の御の御

御の御の御の御の御の御の御の御の御の御

御の御の御の御の御の御の御の御の御の御

十二月十九日

室 新物

子孫の法を定むるに由りては、先代ノ事ノ由リ定法乃覺出

一 祠堂

天子法使を廟とす、大史以下皆祠堂にて事す、
后宅の月と別る、傳り至中比天子ハ六代と少系成
法使以下も多祖以下四代と系す

一 神主

位牌の事として、神主と祠堂と四つといひ、は四代ノ神主成
一代ノ横中に入して、至中比横中ハ只今世儀ノ用いの中

厨子の祝成よのこりなる

一 時系

春夏秋冬四時の系として、時系を仲月と申す、中儀

春ハ二月、夏ハ五月、秋ハ八月、冬ハ十一月、

古よりいふと、代ハ二至二分と申す、二至ハ十一

月、二分ハ二月、二分ハ三月、二分ハ八月、二分ハ秋分

として、白濁肉にて系す、

一 忌系

忌日の系として、忌日ハ白濁肉にて系す、

一 齋戒

古く祭礼のあせ日 齋戒行へ 其後世に 時祭にあて日
忌祭にてあ一日 齋戒行へ 齋戒の内 必酒と禁へ
六辛とふ食 女色とを 付ふ中へ 善ふと 兼ふ中 尤時
体儀して 衣履履ふと 改めふと 肯ふと 淨火と 齋

一 上香

勿備盥洗して 上香行へ 盥洗ふらひ 水と 仕儀と
中以上香ハ 刈焼香の事 小し 四なる

一 碓酒

是酒と地ふ 是中事と 此酒と 其の次に 必酒と

是酒といふは 二巻と 先祖の氣と 中流へ 想して 祭礼
に 儀場の氣と 向い 中以上香と 焼く 陽氣と 中酒と

是酒にて 陰氣と 速中以上香と 沙盤と 中以上香と 酒
よ 植して 醗ふ 蒸す 中以上香と 酒と 是中以上香

中以上香と 常々 位牌の 前と 是中以上香

一 進饌

是を 食饌と 中以上香と 是より 是より 自若と 配儀仕

一三秋

是を酒と進めしめては、象礼必三秋にては、
勿論自身秋一秋、又お礼有らむ

一秋茶

是を三秋の後、秋中、

一欣福

是を象礼の終、先祖へ酒中、酒と神意のあり、
下裁中、着て、彦彦、

一正玉御坐

元日、冬至、毎月朔日、十日、よき、必菓子兼酒茶と秋中
儀此節、上番、碓、酒、お礼、仕、作

一忌日

正忌日、系、浸、是、以、後、も、不、得、己、の、外、他、出、不、仕、終、日
候、以、て、法、互、の、

一薦新

是を、初物とを、あ、中、以、着、こ、中、清、く、先祖へ、進、め、不、中、
月、こ、自、身、よ、不、被、下、の、

一有事別卷

有凶也よ為よウリリ中作事一ハ必先祖ハ年中作
勿備ニ番研酒ニシテ淨化仕作

一先日見二殿

誕生の後一月過一して抱保一して殿ニ至先祖福
見せしめ侍禮右ニ過ニ侍座作

三月

室 新物

諸大臣系親勅更替の節ニ付中一ハ覺書

附系大臣後河津城五番更替の事一

一 諸大臣系親の儀 虞夏の制ニ歳毎ニ朝すとも
月ニ代ハ少毎歳系親仕と右見中一用ニ由テ比子
よ一歳ニ聘一三歳一歳大聘又一歳一朝すとも
比年ハ毎歳ノ事ニ由テ 毎歳一歳 右更ニ使として
執上天子の以機嫌 伺中 右小聘と中ハ三年ニ一返編を
使として右ニ過 侍と大聘と中ハ三年ニ一返編を
一歳法候 自身 朝親仕ハ一歳一親と有とも
四方法候 一方ツ 朝親を遠くて 朝親と有とも
天子ハ御月見侍ニ 蒸享取所 一進付ハ 帳室御座

天

庭よりみぬし 古人中めく煙玉懸桂とあり茶の玉の
 價より新に桂乃價より一統園家おも及し
 此の二年より襄徹の如くみぬし 其上に桂小太極の如く
 かく風儀もみぬし 此の如くは 是よりみぬし 伝
 大名家勤の極みたるもの 是よりみぬし 此の園の大名家
 小太極の在江戸 伝法たる小太極の貴き由事及
 て江戸園家小太極の用世の極み準し 是の如く
 系観の極みたる如くは 此の如く先年老人たる
 小太極の如くは 此の如くは 此の如くは 此の如くは

此の如くは 此の如くは 此の如くは 此の如くは
 江戸一帯の如くは 此の如くは 此の如くは 此の如くは
 此の如くは 此の如くは 此の如くは 此の如くは
 此の如くは 此の如くは 此の如くは 此の如くは
 此の如くは 此の如くは 此の如くは 此の如くは

一 此の如くは 此の如くは 此の如くは 此の如くは
 此の如くは 此の如くは 此の如くは 此の如くは
 此の如くは 此の如くは 此の如くは 此の如くは
 此の如くは 此の如くは 此の如くは 此の如くは
 此の如くは 此の如くは 此の如くは 此の如くは

六
まて、
形よ像よ輝く、
江戸と、
弱よもの、
の、
い、
ん、
文、

仕、
次、
破、
小、
も、
り、
法、
よ、

一 漢 考、

